



このような方はまずご相談ください！

東大阪市内に引越したい



土砂災害特別警戒区域内に住宅がある



移転補助についてご相談ください。

※土砂災害特別警戒区域は以下の大阪府ホームページ  
「大阪府内の土砂災害防止法の指定状況」より確認できます。  
<http://www.pref.osaka.lg.jp/damusabo/dosyahou/sitei.html>

大阪府 特別警戒区域

検索

お問い合わせ・ご相談

東大阪市役所河川課 <申請窓口> 06-4309-3263

大阪府都市整備部河川室河川環境課 06-6941-0351  
大阪府八尾土木事務所 河川砂防グループ 072-994-1515

# 土砂災害の危険は ありませんか？

## 住宅移転を 支援します

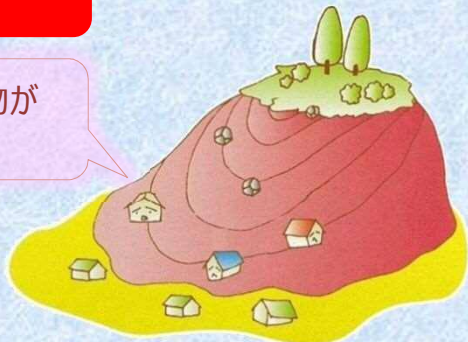
土砂災害特別警戒区域内の家屋移転に対する補助制度について



うちは対象なの？

### 土砂災害特別警戒区域 (レッドゾーン)

特別警戒区域内の建物が補助対象です。

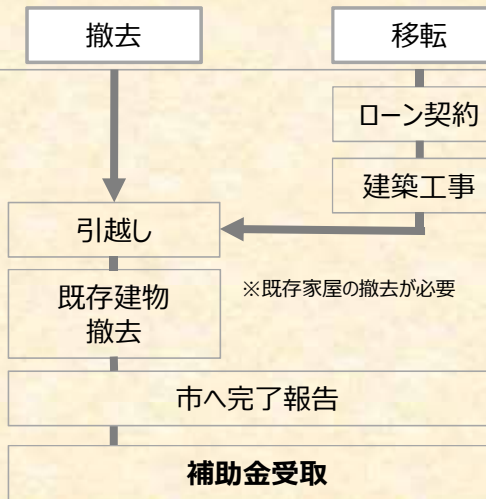


対象：土砂災害特別警戒区域内の居室を有する建築物

- ★土砂災害特別警戒区域が指定される以前に建築された家屋が対象です。
- ★移転については移転先が東大阪市内であることが条件です。

補助を受けるまで

市へ補助申請（※採択要件があります。事前相談が必要です。）



## 土砂災害特別警戒区域内の住宅の移転について支援します。

どんな補助があるの？

### 移転 ～土砂災害の危険からの避難(移転)

#### 住宅の撤去にかかる費用（除却費）



1戸あたり**最大97.5万円**の補助を受けることができます。

#### 住宅の移転にかかる費用（建物助成費）



危険住宅に代わる住宅の建設に要する費用のうち  
ローンに対する利子に相当する額の補助を受けることができます。  
**最大421万円（建物325万円、土地96万円）**